

第8回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年8月8日）全体

事務局

本日、第8回目の熟議『学校選択制』ということで、今日もこの後、事務的な説明の後は、グループに分かれましての議論という形にさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

それと、今日ちょっと時間をいただきまして、報告を1点だけさせていただこうと思っております。実は、昨日の夕刻にですね、この熟議の状況も含めまして、教育委員、今、勝井先生と高尾先生とお二人出ておりますけども、あと3人いますので、全員揃っておりますので、今までの熟議の状況等のご説明をさせていただきました。基本的にはですね、昨日は少しの時間で制約もございましたので、今後さらに時間をとってという形の議論をしたいと考えているところで最後終わっておりますけども、昨日、この間の熟議の状況をご報告させていただいて、資料はつけておりませんが、そこで出た意見として何点かありました。

1点目といたしましては、この熟議の中では、校区制を前提として制度設計と言いますか、議論をしていこうという形でご報告の方はさせていただいたところではございますけども、その時にですね、お話をさせていただいたように、法解釈的には、校区を外しての選択制という制度設計もできるという形でお話をさせていただきましたけども、昨日は教育委員の方からは、校区というものの考えも含めて、幅広い整理が必要ではないか、例えば、校区に代わるライン的なものも考えるべきではないか、昨日なんかは、距離の問題とか言っておりますけども、ただ、基本的には各学校の受入れ状況、あるいは、今の就学制度との整合があるので、そこでの整理をする必要があるのではという意見もいただいております。そういう意見とか、あるいは、やる以上ですね、仮に選択制をするということであれば、保護者の希望の枠をですね、幅広く、例えば、地元の学校以外にですね、どこか1つの学校を選ぶのではなくて、手法にもよるんですけども、複数以上の希望を受けるようなやり方をすればいいのではないかと、何点か話をいただいておりますけれども、ただ今後、熟議の今の状況、まだ議論当初ですよ、基本的にはまだ決めていくというんでしょうか、熟議の中での整理はもう少し今後の話ですよという状況もご説明させていただきましたので、教育委員の昨日の協議の中ではですね、今後の熟議の状況も報告させてもらいながら、教育委員の5人の中でも議論を深めていくという形で昨日は終わっておりますけども、今後また、今月中にですね、何回か教育委員の中でもそういう議論を深めていくという形になっておりますので、今後の熟議でどういうお話をしたのかということもご報告はさせていただきたいと思っておりますけども、昨日そういうやりとりがあったということだけ、まず冒頭でご報告をさせていただきます。

今日ですね、今月、今日も入れましてあと3回となっております。事務局の方で、当初9月の末までという形でお話をさせていただいておりますので、今日グループの議論の前に

ですね、今後の進行的なものを事務局の方から若干また説明させていただきたいと思いきすけども、今日も実りある議論を各グループごとでしていただきたいと思いきすので、どうぞよろしくお願いいたします。

ファシリテーター

それでは、早速ではございますが、お手元の次第に基づきまして進めてまいります。

今回は報告事項であります、前回の熟議の各グループの主な意見につきましては、本日の分と合わせて作成しました後に、次回 22 日の開催までに事前にお配りしたいと考えますので、今回は議論における時間をできるだけ確保するため、早速 A・B の 2 つのグループに分かれて議論をしてまいりたいと考えております。

検討用資料として配付されております、資料 1－1「学校選択制の制度内容について」ですが、これは他の都市事例を参照とした学校選択制の制度内容について議論するための材料として、ファシリテーターから事務局へ依頼し、事務局に作成してもらったものです。各項目につきましては、第 1 回目の熟議で資料として出ておりました検討項目としており、これを材料として、議論をしてまいります。

それでは、検討資料等を参考にしながら、各グループの議論を再開して、学校選択制の制度内容について、また、指定外就学の基準拡大等について、A・B 両グループで議論をしていただきたいと思います。本日も、この席に戻ることなく、A・B グループに分かれたままで終了の形となります。

それでは、皆さん、A グループ、B グループに分かれて、活発な意見交換、議論を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは移動してください。